

経 済 産 業 省

20170720地第1号

平成29年7月31日

産業構造審議会

会長 榊原 定征 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



産業構造審議会に対する諮問について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第2項及び工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定に基づき、下記事項について、諮問します。

記

1. 緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準の一部改正の公表（案1）
2. 工場立地に関する準則の一部改正の公表（案2）

産業構造審議会

平成29年7月31日

産業構造審議会地域経済産業分科会

分科会長 松原 宏 殿

産業構造審議会

会長 榊原 定征



諮問の付託について

別紙のとおり、平成29年7月31日付け20170720地第1号をもって、経済産業大臣から産業構造審議会に対してなされた、「緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準の一部改正の公表」及び「工場立地に関する準則の一部改正の公表」に係る諮問を、産業構造審議会令第6条第1項の規定に基づき、地域経済産業分科会に付託します。

(案 1)

財務省、厚生労働省、

○農林水産省、経済産業省、告示第 号
国土交通省

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第二項の規定に基づき、緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準（平成十九年農林水産省、経済産業省、告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月 日から適用することとしたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年 月 日

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第二号の一
国土交通省

財務大臣 名

厚生労働大臣 名

農林水産大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

※ 別紙の通り新旧対照表を挿入

改正後	緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第二項に規定する緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。
改正前	緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第二項に規定する緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。

(案 2)

財務省、厚生労働省、

○農林水産省、経済産業省、告示第
国土交通省

号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、及び工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項

の規定に基づき、工場立地に関する準則（平成十年農林水産省、通商産業省、告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月 日から適用することとしたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年 月 日

大蔵省、厚生省、
運輸省

財務大臣 名

厚生労働大臣 名

農林水産大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

※ 別紙の通り新旧対照表を挿入

(環境施設の配置)

第四条 環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき市町村準則が定められた場合（以下「市町村準則が定められた場合」という。）又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であつて、これらの準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

(環境施設の配置)

第四条 環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき市町村準則が定められた場合（以下「市町村準則が定められた場合」という。）又は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であつて、これらの準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。